健康推進員だより

これからは料理もできんとな

質・量ともにバランスのとれた食事を

成人男性を対象に『食育教室』を開催しました。参加された方の中には、家で料理をしている方もあり、手際よく調理されていました。

作った料理を食べて、『味が少し薄い』『量がもの足りない』等という声もありましたが、体のためにこれくらいがちょうどよいということで納得されていました。

毎月計画して欲しいとの声があり、健康推進員は、市民の皆さんの健康づくりのお手伝いをしていきます。

▲手際よく調理される男性

▲作り方の説明を聞く参加者の皆さん

献立

- 鮭のホイル包み焼き
- 小松菜と油揚げの和え物
- 焼きなすの味噌汁

問い合わせ
健康推進連絡協議会事務局（健康推進課内）
☎65-0703　FAX63-4591

介護保険

◎福祉用具の購入について

介護保険における福祉用具購入費支給申請について

介護サービス・介護予防サービスの中で、入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入された場合、福祉用具購入費の支給の対象となるものがあります。要介護１～５の方は、居宅介護福祉用具購入費支給、要支援１・２の方は、介護予防福祉用具購入費支給となります。購入費支給の対象となる福祉用具は次のとおりです。

①腰掛便座　②特殊尿器　③入浴補助用具
④簡易浴槽　⑤移動用リフトのつり具の部分

▶福祉用具の購入は指定を受けた事業所で◀

福祉用具の購入先は、特定福祉用具販売または特定介護予防福祉用具販売の指定を受けた事業所となります。
（平成18年４月１日以降の購入の場合）

［申請手順］

申請は、購入後となりますが、補助には購入先や購入理由などが関係することから購入前にケアマネジャー（ケアマネジャーがおられない方は地域包括支援センター）へまずご相談ください。

【提出書類等】申請書に必要な書類等を添付して介護福祉課へ提出してください。

なお、申請書の「福祉用具が必要な理由」欄には、対象者の身体状況（症状名等および状況や状態）をご記入ください。（「添付書類」福祉用具購入済み領収書・購入した福祉用具のパンフレット等（コピー可））

【市での確認】

1、申請書・添付書類等確認
2、一年度中（年間）10万円の上限対象額を超えていないか
3、以前に同種品目の福祉用具を購入されていないか（破損等特別の理由により買い替えの場合は事前にご相談ください）
4、購入理由に適した福祉用具かどうか

■申請の代行は、ケアマネジャーまたは地域包括支援センターへお願いします。

問い合わせ　介護福祉課　介護保険係
☎65-0698　FAX 63-4085